

議案第十二号

港区立高齢者集合住宅条例及び港区立ケアハウス条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立高齢者集合住宅条例及び港区立ケアハウス条例の一部を改正する条例

(港区立高齢者集合住宅条例の一部改正)

第一条 港区立高齢者集合住宅条例(平成二年港区条例第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号ロ中「)又は」を「)、」に改め、「親族」の下に「又は本人とともに港区

男女平等参画条例(平成十六年港区条例第三号)第九条の二第一項に規定するみなとマリアー  
ージュ制度を利用する六十歳以上の者」を加える。

(港区立ケアハウス条例の一部改正)

第二条 港区立ケアハウス条例(平成七年港区条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「)」の下に「又は港区男女平等参画条例(平成十六年港区条例第  
三号)第九条の二第一項に規定するみなとマリアージュ制度をともに利用する者(以下「み

など「マリアージュ制度利用者」という。）」を加え、同項第二号中「夫婦」の下に「の一方又はみなどマリアージュ制度利用者」を加える。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（説 明）

みなどマリアージュ制度の導入に伴い、同居することができ者の範囲を拡大するため、本案を提出いたします。